

## 協議会の所掌事務と組織（案）

## 所掌事務

- 以下のことについて協議等を行う。
- ・ 警戒避難体制の整備に関すること。
  - ・ 避難施設の整備等に関すること。
  - ・ 防災訓練の実施に関すること。
  - ・ 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び関係町村への助言に関すること。
  - ・ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。
  - ・ 関係町村防災会議からの意見聴取に関すること。
  - ・ その他必要と認められること。

## 協議会の組織

## 《構成員》

会 長	東京都知事	
副会長	関係町村長（大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村）	
委 員	東京都	副知事、教育長、危機管理監、消防総監、警視総監、 関係局長（総務局、環境局※1、福祉保健局、産業労働局、 建設局、港湾局、交通局）
	町 村	<u>消防長（消防本部を置かない町村は消防団長）</u>
	国	気象庁、東京管区气象台、関東地方整備局、 <u>関東地方測量部</u> 、第三管区海上保安本部、 <u>関東地方環境事務所</u> ※1、陸上自衛隊、海上自衛隊、 航空自衛隊
	火山専門家	千葉大学大学院教授、東京農工大学大学院教授、 東京都防災専門員（主任）、東京都防災顧問（火山）、 産業技術総合研究所地質調査総合センター主任研究員、 防災情報機構特定非営利活動法人会長
	その他	<u>各島観光協会</u> ※1、 <u>東海汽船(株)</u> 、 <u>(一社)東京バス協会</u>

※1：青ヶ島を除く ※2：ゴシック体は、新たに加わる機関

## 《補助組織》

- ・ 協議会の所掌事務について、連絡調整、事前協議等を行うため、協議会に「幹事会」を置く。
- ・ 幹事会は、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による「検討部会」を置くことができる。